

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	CBグループマネジメント株式会社
【英訳名】	CB GROUP MANAGEMENT Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 児島 誠一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目2番3号
【電話番号】	03 (3796) 5075
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート部 斎野 勝浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目2番3号
【電話番号】	03 (3796) 5075
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート部 斎野 勝浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第74期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の主な内容と理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く)5名選任の件

取締役(監査等委員である者を除く)として、児島誠一郎、原 幸男、清水大雄、堤坂直弘、及び小木曾直美を選任する。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、栗山和益を選任する。

第4号議案 第三者割当による自己株式の処分の件

当社のパーパス「生活文化の洗練とこどもたちの健やかな未来の実現」の中に定めた、こどもたちの支援のために設立した一般財団法人CBGMこども財団(以下「本財団」といいます。)の社会貢献事業を継続的に実施するための活動原資を当社株式の配当により確保することを可能とするために、当社は本財団に対して第三者割当の方法により、自己株式を処分いたします。(以下「本自己株式処分」といいます。)

当社はこれまで株主の皆様に対する安定配当を基本方針として継続的に実施してまいりました。本財団が当社の配当を原資として社会貢献事業を行っていくことは、当社グループ社員の更なる利益創出に向けてのエンゲージメント向上につながるとともに、当社の安定配当の基本方針を更に強化するものと考えております。

上記の趣旨及び目的のために、1株につき1円という払込金額は妥当であると考えており、会社法第199条第2項、第200条第1項、及び第201条第1項の規定に基づき、本自己株式処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	17,708	44	0	(注)1	可決 98.57%
第2号議案 児島 誠一郎	17,544	208	0	(注)2	可決 97.66%
原 幸男	17,612	140	0		可決 98.04%
清水 大雄	17,612	140	0		可決 98.04%
堤坂 直弘	17,612	140	0		可決 98.04%
小木曾 直美	17,612	140	0		可決 98.04%
第3号議案 栗山 和益	17,708	44	0	(注)2	可決 98.57%
第4号議案 第三者割当による自己株式の処分の件	17,347	405	0	(注)1	可決 96.56%

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要です。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成が必要です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席をした株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上